

【韓国】人口減少地域の支援に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

* 出生率の低下、人口の首都圏集中の状況等を背景として、2022年6月、人口減少地域の支援のための法律が制定、公布された。2023年1月1日に施行される。

1 背景と経緯

韓国では近年、出生率が著しく低下している¹。また、人口の首都圏集中が著しく、2021年末現在で、首都ソウル特別市と仁川（インチョン）広域市、京畿（キョンギ）道を合わせた首都圏に全国人口の約50%が集中している²。その一方で、人口減少地域³とされる市、郡が首都圏以外の地域を中心に多く存在する⁴。このような状況を背景として、2022年6月10日、人口減少地域の定住環境の改善、地域の均衡のとれた発展に寄与すること等を目的とする「人口減少地域支援特別法（法律第18877号）」⁵が制定、公布された。本法律は、全6章34か条、附則3か条から成り、2023年1月1日に施行される。

2 制定法の概要

本法律の構成は、第1章：総則、第2章：地域主導の人口減少地域対応計画の策定等、第3章：国と地方自治体間、地方自治体間の協力強化、第4章：地域の特性を反映したカスタマイズ型支援、第5章：人口減少地域に対する特例、第6章：人口減少地域等に関する調査・支援・管理である。以下では、第4章及び第5章の主な内容を紹介する。

(1) 地域の特性を反映したカスタマイズ型支援（第4章）

中央行政機関は、所管の政策又は事業を推進するにあたり、人口減少地域のカスタマイズ型事業を設計する等の支援方策を整備しなければならない。国は、人口減少地域を人口減少危機水準に従って区分し、優先的な支援等を行うことができる（第13条）。国及び地方自治体は、地域の特性等を考慮し、地域社会の能力強化のための専門人材養成、大学・企業・研究所・非営利団体・地方自治体等の交流・協力の活性化に関する事項等についての施策を推進することができる（第16条）。国及び地方自治体は、人口減少地域内の青年、中・壮年等の雇用拡充、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年10月11日である。

¹ 2021年の出生統計では、合計出生率（合計特殊出生率）が0.81となっている。「2021년 출생 통계」2022.8.24. 통계청ウェブサイト <https://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/1/1/index.board?bmode=read&bSeq=&aSeq=419974&pageNo=4&rowNum=10&navCount=10&currPg=&searchInfo=&sTarget=title&sTxt=>>

² 人口現況等に関する行政安全部（部は日本の省に相当）の資料を基に算出した。全国人口51,638,809人のうち、首都圏人口は26,023,283人。「2022년 지방자치단체 행정구역 및 인구현황(21.12.31.기준)」2022.7.7. 행정안전부ウェブサイト <https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000055&ntid=92993>>

³ 「人口減少地域」とは、人口減少による地域消滅のおそれがある市（特別市は除く。）・郡・区である。出生率、65歳以上の高齢人口、14歳以下の幼年人口又は生産可能人口の数等を考慮し、大統領令で定められる。「국가균형발전 특별법(법률 제18877호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=242887#0000>> 第2条第9号

⁴ 「인구감소지역 지정 고시(행정안전부고시 제2021-66호)」なお、仁川広域市及び京畿道の一部地域にも人口減少地域が指定されている（仁川広域市2郡8自治区のうち2郡、京畿道28市3郡のうち2郡）。

⁵ 「인구감소지역 지원 특별법(법률 제18877호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=242885#0000>>

定着促進のための、起業時の費用、技術、コンサルティング支援等の事業を優先的に実施することができる（第 17 条）。国及び地方自治体は、人口減少地域の生活環境改善のための福祉施設等の設置の優先的支援、災害、犯罪等予防のための施設の設置及び利用の支援、景観及び環境改善のための施策の優先的支援を行うことができる（第 18 条）。また、国及び地方自治体は、人口減少地域のデジタルシフト等の事業を優先的に支援することができる（第 19 条）。

（2）人口減少地域に対する特例（第 5 章）

（i）保育園、幼稚園、学校に関する事項

国及び地方自治体は、人口減少地域に国公立の保育園を優先的に設置することができ、人口減少地域において、民間保育園等を国公立保育園に転換することができる（第 21 条）。教育監（教育・学芸に関する事務の執行機関）は、人口減少地域内の幼稚園、小・中・高校等の学校の施設・設備及び教員等を統合して運営することができ、この場合、国及び地方自治体は、児童及び生徒の教育を受ける権利の確保のために必要な費用を支援することができる。また、国及び地方自治体は、人口減少地域に大学等の教育施設が適切に設置され、誘致され得るようにしなければならない（第 22 条）。

（ii）医療に関する事項

国及び地方自治体は、医療機関を直接利用することが難しい人等を対象とした訪問診療事業を行い、必要な行政的・財政的支援を行うことができる。また、救急、心臓・脳血管等、生命と直結した必須医療を遂行することができるよう、医療施設、人材、医療サービスの品質等の基準を充足し、必須医療の提供が可能な医療機関を指定し、医療施設及び人材の拡充、医療サービスの品質向上等にかかる費用を補助又は支援することができる（第 23 条）。

（iii）住居・交通に関する事項

国及び地方自治体は、人口減少地域に移住する人に対し、公共賃貸住宅を優先的に供給することができ、老朽化した住宅の改善のための新築、改修・補修等に必要な費用の一部を支援することができる。また、人口減少地域に社会基盤施設（道路、鉄道、学校、図書館、複合文化施設等）を設置・維持し、又は補修することを優先的に支援することができる。島しょ地域については、内航旅客船を利用する島の住民及び島の住民の車両に対し、運賃及び費用の全部又は一部を支援することができる。あわせて、公共交通を利用することができない又は公共交通に弱い人口減少地域住民の交通に便宜を図るため、地域に合った交通サービスを支援することができる（第 24 条）。

（iv）文化に関する事項

国及び地方自治体は、人口減少地域に文化・観光・体育施設を設置し、又は地域外の施設を地域内に移転しようとする者に、必要な行政的・財政的支援を行うことができる。国及び地方自治体は、人口減少地域に居住する者に対する文化享受の機会の確保に努めなければならない、巡回文化公演・展示等を通じ文化享受の機会を直接提供し、又は文化享受を促進するためにかかる費用の一部を支援することができる（第 25 条）。

（v）産業に関する事項

国及び地方自治体は、人口減少地域内の産業団地に対し、団地入居企業体等の販路開拓支援、勤労者の定住環境改善の支援、団地入居企業体等に対する勤労者雇用拡大の支援等に関する行政的・財政的支援を行うことができる（第 28 条）。